資料１

愛西市地域防災計画の修正（案）要旨

Ⅰ　地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

Ⅱ　主な修正内容

１　水防法等の改正を踏まえた修正について

（１）要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について

水防法等の改正に伴い、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関し、市町村長による助言又は勧告が可能となったことについて、記載を追加する。

＜修正箇所＞
■第１編　第２章　第２節　水害予防対策
＜新旧対照表＞
■風水害等編　　ｐ４

■第１編

現行（令和４年３月修正）	修正案
第２章　第２節　水害予防対策	**第２章　第２節　水害予防対策**
第１　河川防災対策 ３　浸水想定区域自治体の対策 **（新設）**	**第１　河川防災対策** ３　浸水想定区域自治体の対策 ◆市長の助言・勧告 ○市長は、市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

（２）要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

水防法等の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者又は管理者において、避難訓練の実施に加え、市町村長への結果報告が義務化されたことについて、記載を追加する。

＜修正箇所＞
■第１編　第２章　第２節　水害予防対策
＜新旧対照表＞
■風水害等編　　ｐ４

■第１編

現行（令和４年３月修正）	修正案
第２章　第２節　水害予防対策	**第２章　第２節　水害予防対策**
第１　河川防災対策	**第１　河川防災対策**

現行（令和４年３月修正）	修正案
４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の対策 ◆訓練の実施 ○要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	４　要配慮者利用施設の所有者又は管理者の対策 ◆訓練の実施 ○要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

２　県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

（１）名古屋市への事務委託について

愛知県が所有する防災ヘリコプター「わかしゃち」の運航を名古屋市へ委託し、名古屋市所有の消防ヘリコプター２機（ひでよし・のぶなが）と一体的に運用することに伴い、記載を修正する。

＜修正箇所＞

■第１編　第３章　第５節　救出・救助対策

■第２編　第３章　第５節　救出・救助対策

＜新旧対照表＞

■第１編　　ｐ13

■第２編　　ｐ26

■第１編

現行（令和４年３月修正）	修正案
第３章　第５節　救出・救助対策	**第３章　第５節　救出・救助対策**
基本方針 ・防災ヘリコプターの活用方法の習熟 **第２　防災ヘリコプターの活用** **１　活動内容、出動要件等** ◆活動内容 ○愛知県防災ヘリコプター活動内容は次のとおりとする。 ①被害状況調査等の情報収集活動 ②食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資器（機）材等の救援物資並びに人員等の輸送 ③災害情報、警報等の広報・啓発活動 ④火災防御活動 ⑤救急救助活動 ⑥臓器等搬送活動 ⑦その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動	**基本方針** ・名古屋市航空機隊の活用方法の習熟 **第２　名古屋市航空機隊の活用** **１　支援要請要件、支援要請基準**

現行（令和４年３月修正）	修正案
◆出動の要件 ○愛知県防災ヘリコプター出動の要件は次のとおりとする。 ①災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。 ②市の消防力（資料編「11－１消防本部の現有消防力」参照）によっては、防御が著しく困難な場合 ③その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合	◆支援要請の要件 ○名古屋市航空機隊による支援要請の要件は、名古屋市航空機隊支援出動要請要領のとおりとする。 ①災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 ②市の単独の消防力（資料編「11－１消防本部の現有消防力」参照）によっては防御が著しく困難な場合 ③その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合
２　出動要請 ◆出動の要請 ○市長は、出動の要件のいずれかに該当し、愛知県防災ヘリコプターの活動が必要と判断した場合には、知事に対して出動を要請する。 ◆応援要請方法 ○市（消防本部）は、愛知県防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ防災安全局消防保安課防災航空グループに電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。 ②災害の発生場所 ③災害発生現場の気象状況 ④飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 ⑤災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段 ⑥応援に要する資機（器）材の品目及び数	２　支援要請 ◆支援の要請 ○市長は、支援要請の要件のいずれかに該当し、名古屋市航空機隊による支援が必要と判断した場合には、名古屋市消防長に対して支援を要請する。 ◆要請手続き ○市（消防本部）は、名古屋市航空機隊による支援を要請するときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊、名古屋市防災指令センターに電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防長に提出する。 ②航空機隊に求める活動内容 ③災害の発生場所 ④災害発生場所の気象及び地形の状況 ⑤離着陸場所の所在地 ⑥現場指揮本部の無線の呼出名称
◆緊急時応援要請連絡先 ○防災安全局消防保安課防災航空グループ 電　話　0568－29－3121 ＦＡＸ　0568－29－3123	◆緊急時支援要請連絡先 ○8 時 45 分～17 時 30 分　名古屋市消防航空隊　電　話　0568-54-1190 ＦＡＸ　0568-28-0721 ○17 時 30 分～8 時 45 分　名古屋市防災指令センター　電　話　052-961-0119 ＦＡＸ　052-953-0119

■第２編

現行（令和４年３月修正）	修正案
第３章　第５節　救出・救助対策	**第３章　第５節　救出・救助対策**
基本方針 ・防災ヘリコプターの活用方法の習熟 **第２　防災ヘリコプターの活用** 第１編第３章第５節第２「防災ヘリコプターの活用」を参照	**基本方針** ・名古屋市航空機隊の活用方法の習熟 **第２　名古屋市航空機隊の活用** 第１編第３章第５節第２「名古屋市航空機隊の活用」を参照

３　防災基本計画の修正を踏まえた修正について

（１）消防団員等が参画した防災教育

幼い頃から、自らの安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小中学校において体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記する。

＜修正箇所＞
■第１編　第２章　第 10 節　文教対策
＜新旧対照表＞
■第１編　　ｐ７

■第１編

現行（令和４年３月修正）	修正案
第２章　第 10 節　文教対策	**第２章　第 10 節　文教対策**
４　学校等における防災教育の推進 ◆学校行事としての防災教育 **（新設）**	４　学校等における防災教育の推進 ◆学校行事としての防災教育 ○学校行事や訓練等において、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

（２）避難所等における各種対策

指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記する。

また、県及び市町村が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記する。

＜修正箇所＞
■第１編　第２章　第９節　避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策
■第１編　第３章　第６節　医療救護・防疫・保健衛生対策
＜新旧対照表＞
■第１編　　ｐ６、14

■第１編

現行（令和４年３月修正）	修正案
第２章　第９節　避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策	**第２章　第９節　避難所、要配慮者・帰宅困難者支援対策**
第１　指定避難所の指定等 １　指定避難所の指定 ◆避難施設と生活環境の整備 ○必要に応じ県と連携をとり、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、支援を必要とする高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられ、非常用電源の確保や備蓄等安心して生活できる体制を整備した福祉避難所（資料編「４－３　福祉避難所」参照）の選定に努める。	**第１　指定避難所の指定等** １　指定避難所の指定 ◆避難施設と生活環境の整備 ○必要に応じ県と連携をとり、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、支援を必要とする高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられ、非常用電源の確保や備蓄等安心して生活できる体制を整備した福祉避難所（資料編「４－３　福祉避難所」参照）の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に配慮するよう努めるものとする。
第３章　第６節　医療救護・防疫・保健衛生対策	**第３章　第６節　医療救護・防疫・保健衛生対策**
第２　防疫・保健衛生 ２　避難所等における衛生管理等 ◆栄養指導及び食中毒等の予防 ○市は県と協力して、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。	**第２　防疫・保健衛生** ２　避難所等における衛生管理等 ◆栄養指導及び食中毒等の予防 ○市は県と協力して、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（３）防災関係機関相互の連携

県及び市町村において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、市町村及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記する。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記する。

＜修正箇所＞

■第１編　第２章　第７節　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

＜新旧対照表＞

■第１編　　ｐ５

■第１編

現行（令和４年３月修正）	修正案
第２章　第７節　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	**第２章　第７節　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備**
１　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 ◆防災関係機関相互の連携 **（新設）**	１　防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 ◆防災関係機関相互の連携 ○市は、県及び防災関係機関と共に、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。 ○市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

４　愛西市地域防災計画原子力災害対策計画の策定について

愛知県内には、原子力発電所又は原子炉施設等は立地していない。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散が広範囲に影響を及ぼした状況を踏まえ、愛知県では、地域防災計画の原子力災害対策計画を平成 25 年に策定している。

愛西市から最も近い原子力発電所は、市役所から約 93km の距離にある福井県の敦賀原子力発電所及び美浜原子力発電所であるが、これらの発電所で異常が発生した場合の対策について詳細に整理するため、今回新たに「第３編　原子力災害対策計画」を策定する。

これにより、「第１編　風水害等災害対策計画」から原子力発電所事故等災害対策に係る部分を削除する。

＜修正箇所＞

■第１編　第２章　第 14 節　原子力発電所事故等災害対策

■第１編　第３章　第 22 節　原子力発電所事故等災害対策

＜新旧対照表＞

■第１編　　ｐ７～９、１６～１９

■第１編

現行（令和４年３月修正）	修正案
第２章　第 14 節　原子力発電所事故等災害対策	**（削除）**
（略）	（すべて削除）
第３章　第 22 節　原子力発電所事故等災害対策	**（削除）**
（略）	（すべて削除）

■第３編　原子力災害対策計画（新設）

第１章　総則

第１節　計画の目的・方針

第２節　市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第２章　災害予防

第１節　放射性物質災害予防対策

第２節　原子力災害予防対策

第３章　災害応急対策

第１節　活動態勢（組織の動員配備）

第２節　放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

第３節　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

第４節　県外の原子力発電所等における異常時対策

第４章　災害復旧